

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本たばこ協会(以下「本協会」という。)と称し、英文名では Tobacco Institute of Japan と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、たばこに関する情報の収集及び普及を通じ、たばこに対する社会の公正かつ客観的な理解促進に 貢献するとともに、たばこをめぐる社会環境に適切に対応しつつ諸活動を実施することにより、我が国のたばこ産業の健全な発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) たばこに関する情報の収集及び普及
- (2) たばこに関する調査及び研究
- (3) 製造たばこの販売実績の集計及び公表
- (4) 製造たばこの煙中に含まれるタール量及びニコチン量の測定及び検定
- (5) 製造たばこの広告及び販売促進活動に関する自主規準の作成及び適正な運用の指導
- (6) 未成年者の喫煙防止に関する事業
- (7) 喫煙マナーの普及啓発に関する事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、正会員、賛助会員及び名誉会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- 2 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した法人又は団体とする。
- 3 賛助会員は、本協会の事業を賛助するため入会した法人又は団体とする。
- 4 名誉会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者とする。

(会 費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本協会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)

を定め、会長に届出なければならない。

- 3 正会員または賛助会員が会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して退会することができる。

(資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)法人又は団体が消滅したとき
- (3)後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4)死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (5)会費を納入せず、督促後なお1年以上納入しないとき
- (6)除名されたとき

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を経て、これを除名することができる。

- (1)本協会の定款又は規則に違反したとき
 - (2)本協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本協会に次の役員を置く。

- (1)理事 5人以上10人以内
 - (2)監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を専務理事とする。また、必要に応じて理事のうち1人を副会長とすることができる。

(選 任)

第13条 理事及び監事は、総会において、正会員の会員代表者のうちから選任する。ただし、理事、監事いずれについても3人を限度として、正会員の会員代表者以外の者を理事又は監事に選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選によりこれを選任する。
- 3 補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、こ

れを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を財務大臣に届けなければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を財務大臣に届けなければならない。

(職 務)

第14条 会長は、本協会を代表し、本協会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を統括する。会長及び副会長がともに事故あるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、本協会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び財務大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会の招集を請求すること

(任 期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第17条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(表決権)

第20条 正会員は、各1個の表決権を有する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事会において総会に付議すべきことを議決した事項
- (2) 会長が特に必要と認めて付議した事項
- (3) その他会務執行上特に重要な事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後75日以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第23条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の7日前までに正会員に通知しなければならない。
- 3 前条第2項第2号又は第3号の請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第22条第2項第3号による臨時総会については、出席正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除くほか、正会員の3分の2以上の同意でこれを決する。

- 2 総会においては、第23条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない事情のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは代理人により表決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使する正会員は、第25条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日前までに理事に通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合においてはこの限りでない。
- 3 前条第2号の請求があったときには、会長は、その請求があった日から14日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第35条 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、理事の3分の2以上の同意でこれを決する。

- 2 理事会においては、第32条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第36条 やむを得ない事情のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは代理人により表決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使する理事は、第34条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第39条 本協会の財産は、会長が管理し、その管理の方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第40条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、事業年度開始前に会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に財務大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による総会の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、総会の議決を経て、速やかに財務大臣に提出しなければならない。

(暫定予算)

第42条の2 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく、財務大臣に報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第43条 本協会の事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後75日以内に総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の承認を得た事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に財務大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第44条 本協会は、事業の遂行上必要がある場合は、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計にかかる経費は、一般の経理と区別して整理するものとする。

(長期借入金)

第45条 本協会は、資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、財務大臣の承認を受けるものとする。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、財務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第47条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

- 2 本協会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散をする場合には、総会において正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、財務大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第48条 本協会の解散の際に有する残余財産は、総会において正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、財務大臣の許可を受けて、本協会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

第8章 委員会及び事務局

(委員会)

第49条 本協会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

(事務局)

第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第51条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1)定款
- (2)会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3)理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4)許可、認可等及び登記に関する書類
- (5)定款に定める機関の議事に関する書類
- (6)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7)資産及び負債の状況を示す書類
- (8)その他必要な帳簿及び書類

第9章 補則

(実施細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

第1条 この定款は、財務大臣の設立認可のあった日(以下「許可日」という。)から施行する。

第2条 本協会の設立当初年度の会費は、第6条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

第3条 本協会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙に掲げる者とし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成3年度に開催する通常総会の日までとする。

第4条 本協会の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、許可日から平成3年3月31日までとする。

第5条 本協会の最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第42条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(平成13年1月6日改正)

第6条 この定款の変更は、中央省庁等改革関連法の施行日(平成13年1月6日)から施行する。この変更は、中央省庁等の再編に伴い、

第13条第5項及び第6項、第14条第5項第3号、第42条第2項及び第3項、第43条第2項、第45条、第46条、第47条第2項、第48条、並びに附則第1条中「大蔵大臣」を「財務大臣」と改めるものである。

(平成13年7月17日改正)

第7条 この定款の第3条についての変更は、財務大臣の認可のあった日から施行する。

(平成16年6月28日改正)

第8条 この定款の第9条の変更及び第42条の2の新設については、財務大臣の認可のあった日から施行する。

(平成17年4月20日改正)

第9条 この定款の第10条、第12条、第13条、第16条、第25条、第26条、第34条、第35条、第45条、第46条、第47条および第48条の変更は、財務大臣の認可のあった日から施行する。

設立当初の役員

会 長	キース マーレー マッカラク (Keith Murray McCulloch)
専務理事	池田 隆彦
理 事	染谷 守彦
理 事	ロバート ピー ローパー ジュニア (Robert P. Roper, Jr.)
理 事	ジョエル シルバーステイン (Joel Silverstein)
理 事	ピーター マーフィー (Peter Geoffrey Murphy)
監 事	川村 弘